

# 「東日本大震災の復旧・復興事業（建築工事関係）における労働者宿舎設置に関する試行要領」における既設労働者宿舎の取扱いについて

復旧・復興工事の円滑な施工体制の確保のため、平成25年9月26日付け「東日本大震災の復旧・復興事業（建築工事関係）における労働者宿舎設置に関する試行要領」（最終改定：平成27年6月1日）（以下「試行要領」という。）を定めたところです。

今般、既設労働者宿舎を試行要領の対象とする場合の取扱いについて下記のとおり定めましたのでお知らせします。

## 記

### 1 対象

試行要領適用日以降に工事請負契約を締結した工事において利用するリース契約中（予定も含む。）の既設労働者宿舎（※）

- （※）既設労働者宿舎・・・① 自社又は他の会社が利用後に引継いで利用する既設労働者宿舎であり、原則、建物の仕様が試行要領の「労働者宿舎仕様基準」に適合するもの  
② 試行要領以外の制度等におけるリース費・撤去費が計上されていない労働者宿舎

### 2 適用日

平成27年6月1日以降に試行要領第2項(3)により本取扱いの内容を協議する工事から適用する。

### 3 本取扱いにおいて共通費として計上できる内容

(1) 本試行要領第2項(11)建物費のうち、次によるもの

- ア 宿舎：建物躯体部に係る利用期間分のリース費用（協議により対象工事とした時点以降）
- イ 用地の借地料
- ウ 労働者宿舎の維持・補修に要する費用
- エ 宿舎の撤去費用
- オ 宿舎に関わる設備撤去費用（給排水関係等）

(2) 固定資産税等の租税公課等（現場管理費）（※）

（※）支出実績額から実績変更対象費（率分）を差し引いた額を計上する。積算については、「労働者確保に要する共通費の実績変更の運用基準（建築・電気設備・機械設備）」によること

### 4 本取扱いを適用する場合に協議する内容

- (1) 試行要領による。ただし、「労働者宿舎仕様基準」のうち「断熱材」及び「開口部」については、協議によりこれによらないことができる。
- (2) 用地については、請負工事完了期日まで利用可能であること。

### 5 留意事項

当該工事完了後における労働者宿舎の取扱いについては、試行要領第3項(8)により、受注者及び発注者の協議により撤去又は引継ぎについて決定する。